

## 第7編 業務(大月都留広域事務組合体育施設の設置及び管理に関する条例)

### ○大月都留広域事務組合体育施設の設置及び管理に関する条例

(平成15年8月27日条例第1号)

改正 平成25年11月27日条例第4号 令和元年8月29日条例第3号

#### (目的)

**第1条** この条例は、大月市、都留市の住民の健康増進と体育の向上を図るため、大月都留広域事務組合体育施設(以下「体育施設」という。)を設置し、その管理及び運営に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

#### (定義)

**第2条** 体育施設とは、次に掲げる施設の総体をいう。

- (1) 多目的広場
- (2) テニスコート
- (3) プール
- (4) サッカー場

#### (名称及び位置)

**第3条** 体育施設の名称及び位置は、別表第1のとおりとする。

#### (管理)

**第4条** 体育施設は、大月都留広域事務組合(以下「組合」という。)が管理するものとする。

#### (使用の許可)

**第5条** 体育施設を使用しようとする者は、組合の許可を受けなければならない。

#### (使用の不許可)

**第6条** 組合は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは体育施設の使用を許可しない。

- (1) 公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがあると認められるとき。
- (2) 管理上支障があると認めたとき。
- (3) 前各号のほか組合が適当でないと認めたとき。

#### (使用許可の取消又は停止)

**第7条** 組合は、体育施設の使用許可を受けた者(以下「使用者」という。)が、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、使用を停止し、又は使用許可を取消することができる。

- (1) この条例に違反したとき。
- (2) 使用許可の条件又は指示に違反したとき。
- (3) 使用許可後において前条の各号のいずれかに該当すると認められるとき。

2 前項の場合、使用者において損害を受けることがあっても組合は、その損害の責を負わない。

#### (使用料)

**第8条** 使用者は、別表第2に定める使用料を納付しなければならない。ただし、公用その他特別な理由があると組合が認めたときは、使用料を減免することができる。

#### (使用料の不還付)

**第9条** 既に納入した使用料は還付しない。ただし、次の各号の一に該当するときは、その全部又は一部を還付することができる。

- (1) 使用者の責によらない理由で使用できなくなったとき。
- (2) 公益上、その他の理由により組合が使用許可を取り消したとき。
- (3) その他組合が相当の理由があると認めたとき。

#### (使用権の譲渡禁止等)

**第 10 条** 使用者は、使用の権利を譲渡し、若しくは転貸し、又は許可を受けないで使用目的を変更してはならない。

(原状回復の義務)

**第 11 条** 使用者は、体育施設の使用が終わったとき、又は第 6 条第 1 項の規定により使用許可を取り消され、若しくは停止されたときは、直ちに清掃し、現状に復した後組合の職員その他の者にその旨をつげ、点検を受けなければならない。

(損害賠償)

**第 12 条** 使用者は、使用に際して体育施設又は付属施設を亡失又は損傷したときは、これを賠償しなければならない。

(委任)

**第 13 条** この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

#### 附 則

1 この条例は、公布の日から施行する。

(都留勤労者体育施設の設置及び管理に関する条例の廃止)

2 「都留勤労者体育施設の設置及び管理に関する条例」(昭和 63 年条例第 5 号)は、廃止する。

(経過処置)

3 この条例の制定前の都留勤労者体育施設の設置及び管理に関する条例に基づいてなされた許可、決定その他の処分又は申請、届出その他の手続きは、この条例の相当規定に基づいてなされた処分又は手続きとみなす。

附 則(平成 25 年 11 月 27 日条例第 4 号)

この条例は、平成 25 年 12 月 1 日から施行する。

附 則(令和元年 8 月 29 日条例第 3 号)

この条例は、令和元年 10 月 1 日から施行する。

#### 別表第 1 (第 3 条関係)

名 称	位 置
サン・スポーツランド都留	都留市田野倉1088番地
初狩憩いの公園サッカー場	大月市初狩町中初狩3206番地8

別表第 2 (第 8 条関係)

使 用 料 金 表

施 設 名	使用区分	使 用 料
多目的広場	午 前	1,570 円
	午 後	1,570 円
	夜 間	1,570 円
プー ル	1 人 1 回	310 円
	1 人 1 回高校生以下	100 円
テニスコート	1 面午前	1,570 円
	1 面午後	1,570 円
	1 面夜間	3,660 円
	2 面使用する場合は、1 面使用する場合の 2 倍の額とする。ただし、夜間 2 面使用する場合は 1,570 円増しとする。	
サッカー場	1 面 1 時間	1,570 円
	サッカー場の使用時間に 1 時間未満の端数がある場合は、これを 1 時間とする。	

- 備考
- 1 一日とは、午前 8 時 30 分から午後 5 時までとする。
  - 2 午前とは、午前 8 時 30 分から正午までとする。
  - 3 午後とは、午後 1 時から午後 5 時までとする。
  - 4 夜間とは、午後 6 時から午後 10 時までとする。
  - 5 一回の使用時間は午前、午後、夜間のそれぞれの時間内とする。
  - 6 多目的広場は、夜間について照明料 1 時間当たり 1,040 円とする。
  - 7 テニスコートは、夜間については照明料を含む。
  - 8 大月市民及び都留市民以外の者が使用する場合の使用料の額は、当該使用料の 2 倍の額とする。